

修正申告後の取得費加算額が措置令に

取得費加算特例の改正、適用は27年1月1日以後の相続→譲渡

要
約

- 相続税の取得費加算特例改正で、土地譲渡の場合の取得費加算額が譲渡土地対応部分のみに。
- 3月31日公布の改正措置令は、取得費に加算する金額の計算を規定。
- 修正申告相続税額が異動した場合の加算額は、修正申告後の相続税額を基礎として計算。

平成26年度税制改正では、相続税の取得費加算の特例の改正が行われ、譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額が相続税額のうちその譲渡をした資産に対応する部分に相当する金額とされた（改正措置法39条1項）。現行、同特例の適用上、相続・遺贈で土地等を取得した者が、その土地等を譲渡した場合、相続や遺贈で取得したすべての土地等に対応する額を取得費に加算できるが、今回の改正により譲渡した土地に対応する相続税相当額に限定される。

3月31日に公布された改正措置令は、譲渡資産に対応する部分の計算方法を規定。取得費に加算する額は、譲渡資産の取得の基となった相続・遺贈に係るその取得者の相続税額で、その譲渡の日の属する年分

の所得税の納税義務成立時に確定しているもの（改正措置令25条の16第1項1号）に、その者の相続税の課税価格のうちに当該譲渡資産の課税価格計算の基礎に算入された価額の占める割合を乗じた金額とした（同項2号）。また、同条2項は、同条1項1号の相続税額は、所得税の納税義務成立後に、その相続税額に係る相続税について修正申告書の提出、通則法24条、26条に規定の更正があった場合には、その修正申告または更正後の相続税額とすることを明確化した（現行、措通39-17に定め）。

改正措置令25条の16第3項では、相続・遺贈について相続税法19条（相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額）の適用があるケースを規定。この場合、措置法39条1項に規定する相続税額は、相法19条の規定による控除される贈与税の額がないものとして計算した場合のその者の納付すべき相続税額（農地等についての相続税の納税猶予の適用がある場合は、その適用後の額）に相当する金額とされる。

上記の改正は、平成27年1月1日以後の相続・遺贈により取得した資産の譲渡に適用される。

○取得費加算額の計算式

$$\text{取得費加算額} = \text{相続税額} \times \frac{\text{相続税の課税価格の計算の基礎に算入された譲渡資産の価額}}{\text{相続税の課税価格（債務控除前）}}$$